

報道機関各位

熊本大学

社会保険料の標準報酬月額算定の誤りについて

本学の有期雇用職員である附属病院の医員の一部の方について、社会保険料の資格取得時及び定時決定時の標準報酬月額算定に誤りがありましたので公表いたします。

社会保険事務所において修正申告が認められた平成20年1月1日以降については、対象者は196名（うち在職者63名、退職者133名）、修正額は事業主負担、個人負担を合わせ約2400万円です。

さらに、平成19年12月31日以前の社会保険料の修正については、総務省に設置されている第三者委員会における対応となるため、対象者となる方々の第三者委員会への申し立ての意思を確認の上で、本学で取りまとめ同委員会に修正の申請を行います。

本件の概要は以下のとおりです。

1. 経緯

平成20年10月、本学附属病院の医員から、「平成19年4月採用時と給与支給額はさほど変化がないのに、10月支給給与（9月実績分）から社会保険料徴収額がこれまでと比べ高くなっている。これまでの社会保険料算定額に誤りがあったのではないか。」との照会があり、当該業務の担当部署において調査をしたところ、多数の医員についてそれまでの社会保険料の算定額に誤りのあることが判明したものです。

2. 標準報酬月額算定に誤りが生じた原因

今回の誤りが生じた原因としては次のとおりです。

- (1) 医員の資格取得時（採用時）の標準報酬月額の算定に当たっては、本学で作成した診療科別の標準報酬月額一覧表を使用していたが、当該一覧表について見直しを行わず、平成16年度に作成した一覧表を継続して使用していたこと。
その結果、平成16年度以降に措置された新たな手当が反映されていないなどの事態が生じていた。
- (2) 医員については、社会保険の考え方ではパート職員（短期就労者）として取り扱われるが、担当者はフルタイム職員と認識していたため適切な標準報酬月額の改定が行われていなかったこと。
- (3) 平成18年7月、当該社会保険業務は事務支援センターに移行し、責任部局（人事課）との連携など、その管理・責任体制が十分とはいえなかったこと。

3. 現在までの対応状況

- (1) 社会保険料の標準報酬月額算定に誤りのあることが判明後、平成 20 年 11 月に社会保険事務所に問題の概要の説明を行うとともに、今後の対応について協議しながら適正化に向けて対応してきたところです。
- (2) 社会保険料の資格取得時及び定時決定時の標準報酬月額算定の手続きについては、速やかに改善を図るとともに、平成 21 年 9 月分以降の標準報酬月額については、平成 21 年 10 月の定時決定において見直しを行いました。
- (3) 平成 21 年 8 月分以前の社会保険料の標準報酬月額の修正については、上記(2)の見直し作業を進めながら、社会保険料の修正可能な過去 2 年間(修正の時効 2 年)の対象者や標準報酬月額の検証を行ってきました。この間、作業量や作業内容の複雑さもあり、標準報酬月額算定に誤りのあることが判明後、1 年以上を要したところです。
- (4) その後、平成 21 年 12 月 25 日に平成 19 年度分以降(平成 21 年 8 月分まで)の修正に伴う書類を基に社会保険事務所に修正申請を行いました。平成 22 年 2 月 25 日に、平成 20 年 1 月 1 日以降分の申請が社会保険事務所から認められ、対象者(実人数 196 名、うち在職者 63 名、退職者 133 名)と修正後の標準報酬月額が確定しました。

(参考) 平成 20 年 1 月 1 日分以降の対象者数及び修正額

・対象者

本学において社会保険の対象となる有期雇用職員(約 2,400 名)のうち、医員として勤務している者が 250 名程度で、そのうち毎月 70~100 名程度の者が対象者となっており、対象となる実人数は 196 名である。

・修正額

修正となる額については、平成 20 年 1 月 1 日分以降(平成 21 年 8 月分まで)の修正について、事業主負担、個人負担を合わせ約 2400 万円である(正確な額は 3 月中旬予定の社会保険事務所からの通知により確定する。)

- (5) 今後、3 月中旬予定の社会保険事務所からの修正方法、修正額等についての通知を踏まえ、修正の処理に着手するとともに、対象者に対し、今回の不手際に対するお詫びと修正後の保険料に関して返金あるいは追加徴収についてご協力依頼を行う予定です。
- (6) さらに、平成 19 年 12 月 31 日以前の社会保険料の修正については、総務省に設置されている第三者委員会における対応となるため、対象者となる方々の第三者委員会への申し立ての意思を確認の上で、本学で取りまとめ同委員会に修正の申請を行います。

4. 事務体制について

平成 21 年 7 月、事務支援センターで行ってきた社会保険関係業務について、人事課の業務として明確に位置付け、担当者も人事課室内に配置し業務にあたる体制を構築し、見直しを行いました。

なお、今回のような事態が再発しないよう万全な実施体制の構築に向けて、さらに検討を行っているところです。

【問い合わせ先】 国立大学法人熊本大学総務部人事課

人事課長 池田 Tel 342-3131

人事課副課長 福本 Tel 342-3133